

福高第1560号
福障第1836号

平成25年9月27日

各 指定研修事業者 殿

沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課長
障害保健福祉課長
(公印省略)

沖縄県介護職員初任者研修事業及び沖縄県居宅介護職員初任者等
養成研修事業の共通内容に関する取扱要領について（通知）

みだしのことについて、沖縄県介護職員初任者研修事業実施要綱第21条及び、沖縄県居宅介護職員初任者等研修事業実施要綱第13条の規定に基づき、当該二事業共通の内容で研修を実施する場合について、必要な事項を定めましたので通知します。

(介護職員初任者研修事業に関するお問い合わせ先)

高齢者福祉介護課 在宅福祉班 担当 安富

TEL 098-866-2214 / FAX 098-862-6325

(居宅介護職員初任者等研修事業に関するお問い合わせ先)

障害保健福祉課 地域生活支援班 担当 国吉

TEL 098-866-2190 / FAX 098-866-6916

沖縄県介護職員初任者研修事業及び沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業の共通内容に関する取扱要領

平成25年9月27日

制定

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県介護職員初任者研修事業実施要綱第21条及び沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業実施要綱第13条の規定に基づき、当該二事業共通の内容で研修を実施する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(共通内容の研修)

第2条 介護職員初任者研修課程と居宅介護職員初任者研修課程は、共通の内容で研修を実施できることとし、その研修カリキュラムは、別表1のとおりとする。

- 2 前項の研修を実施する指定研修事業者は、前項に掲げる両方の研修課程を実施することができる指定研修事業者でなければならない。
- 3 第1項の研修を実施する指定研修事業者は、高齢者福祉介護課及び障害保健福祉課に、各研修課程の実施に必要な届出をしなければならない。

(介護職員初任者研修課程修了者に係るみなし規定)

第3条 介護職員初任者研修課程を修了した者が、次に掲げる研修をいずれも受講した場合は、居宅介護職員初任者研修課程を修了したものとみなす。

- (1) 「認知症・行動障害の理解」について、「行動障害の理解」の内容を、3時間以上の講義で実施するもの。
- (2) 「障害の理解」について、介護職員初任者研修課程で受講した内容を基礎知識とし、居宅介護職員初任者研修課程を修了した者として、居宅介護に従事するために必要な知識を盛り込んだ内容により、3時間以上の講義で実施するもの。

- 2 指定研修事業者が前項の研修を実施する場合には、沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業実施要綱及び沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業指定事務取扱要領に基づき、実施しなければならない。

(居宅介護職員初任者研修課程修了者に係るみなし規定)

第4条 居宅介護職員初任者研修課程を修了した者が、次に掲げる研修をいずれも受講した場合は、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなす。

- (1) 「老化の理解」について、居宅介護職員初任者研修課程で受講した内容を基礎知識とし、介護職員初任者研修課程を修了した者として、居宅介護に従事するために必要な知識を盛り込んだ内容により、3時間以上の講義で実施するもの。
 - (2) 「認知症の理解」について、居宅介護職員初任者研修課程で受講した内容を基礎知識とし、介護職員初任者研修課程を修了した者として、居宅介護に従事するために必要な知識を盛り込んだ内容により、3時間以上の講義で実施するもの。
- 2 指定研修事業者が研修を実施する場合には、沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱及び沖縄県介護職員初任者研修事業実施要綱に基づき、実施しなければならない。

(先に修了した研修の確認)

第5条 第3条及び第4条に定める内容について、研修を実施する場合は、研修を実施する指定研修事業者が、受講希望者に対し、先に修了した研修課程の修了証書の写しの提出を求め、確認した上で研修を実施しなければならない。

- 2 研修を実施する指定研修事業者が、県に実績報告を届け出る際は、先に修了した研修課程の修了証書の写しを添付し、両研修課程の重複する研修内容を受講したことを証しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年9月27日から施行する。